

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年3月号

今年もスギ花粉の飛散シーズンに入りましたね。今年は早めに飛び始める予測だったので、1月から薬を飲むなど対策をしていますが、今年は目のかゆみを強く感じますね。花粉症の人にとってはまだまだマスクは必要です。私もしばらくは花粉所対策でマスクを着用いたします。

最近の4月は法改正の対応が多かったのですが、今年は運送業や建設業等の一部の業種の働き方改革関連の施行があるほかは、多くの企業では特に留意する改正は、労働条件通知書の明示事項の改正と障害者雇用率が一般企業で2.5%に引き上げられることですね。

また、協会けんぽの保険料率が3月(4月納付分)から料率が変わりますので、加入事業所様はご注意ください。

3月のトピックス

- ・ 子ども・子育て支援法等改正案の閣議決定について
- ・ 産業競争力強化法改正案の閣議決定について
- ・ 男性の育児休業取得目標設定について

子ども・子育て支援法等改正案の閣議決定について

政府は、子ども・子育て支援法などの改正案を閣議決定しました。児童手当や育児休業給付の拡充のほか、すべての子育て家庭が保育を受けられる「こども誰でも通園制度」創設など、給付の拡充と保育サービスの強化をします。「子ども・子育て支援金」の創設し、財源として3.6兆円を確保するため、公的医療保険に上乗せして徴収します。

産業競争力強化法改正案の閣議決定について

政府は、産業競争力強化法の改正案を閣議決定しました。従業員2,000人以下の企業を「中堅企業」と定義し、賃上げ等の重点支援を行います。これまで大企業と同等に扱われていたため、中小企業と比べて税制面での支援が手薄でしたが、設備投資減税や法人税の減税により成長の後押しをし、経済の底上げと賃上げ拡大につなげるねらいです。年内の成立、施行を目指しています。

男性の育児休業取得目標設定について

厚生労働省は、従業員100人超の企業に対し、一般事業主行動計画への男性従業員の育児休業取得率の目標値設定と公表を義務付ける次世代育成支援対策推進法の改正案を今国会に提出します。なお、100人以下の企業に対しては、目標値の設定は努力義務とされます。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545